

■厚生労働大臣による食品衛生法に基づく登録検査機関への登録完了

平成26年3月27日付厚生労働省発関厚0327第2号を持ちまして、埼玉検査センターが、厚生労働大臣により食品衛生法第33条の規定に基づく登録検査機関として登録され、同法第26条第1項から第3項までに規定する製品検査としての理化学的検査及び細菌学的検査が実施出来ることになりました。

■登録検査機関

厚生労働大臣または都道府県知事の検査命令により、輸入食品等の製品検査を政府の代行機関として実施出来る検査機関を意味します。

輸入食品等の製品検査は、従来厚生労働大臣が指定した検査機関によって実施されてきましたが、平成15年の食品衛生法等の一部を改正する法律が平成16年2月27日に施行されたことに伴い、組織の中立性、検査精度、人員、組織等が一定の要件を備えていることを厚生労働省より認可された営利法人等も、検査機関として登録が可能となっています。

登録検査機関が実施する製品検査には、理化学的検査、細菌学的検査、動物を用いる検査があります。

■登録検査機関による輸入時の検査

国内に輸入される食品等(食品、食品添加物、器具、容器包装、乳幼児を対象としたおもちゃ)が、食品衛生法に違反しないことの保証手段となる食の安全性確保の検査の一つが登録検査機関による輸入時の検査で、食品衛生法第26条第3項により厚生労働大臣名で検査命令される製品検査(命令検査)及び検疫所の指導により実施する自主検査があります。

検疫所によるモニタリング検査や検疫所の指導で実施する自主検査の結果、食品衛生法に違反する可能性が高いと判断されたものが命令検査となり、命令検査については生産国や食品名毎に検査項目や試験品採取方法及び検査方法が詳細に規定されています。

◇厚生労働省 HP

食品衛生法上の登録検査機関については ※登録検査機関一覧(平成26年4月3日現在) 参照

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/jigyousya/kan/index.html

【登録通知書】

